

セルフメディケーション税制が始まりました！

2017年1月よりスタート

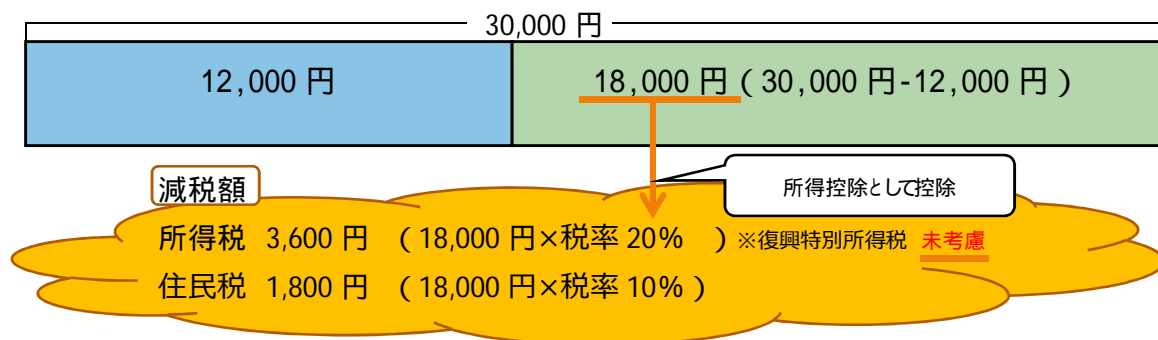
セルフメディケーションに係る医療費控除の特例とは、厚生労働省が主体となって要望していた税制で自助努力による健康の維持や疾病予防への取組を促進する為に、

一定の検診を行っている個人が

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチO T C 医薬品の購入をおこなった場合にその購入金額のうち 12,000 円を超える部分の金額（上限 88,000 円）について、その年分の所得金額から控除する事が出来る制度です。

つまり確定申告をすれば購入金額の一部が戻ってくるんです！

例 課税所得 400 万円の者が対象医薬品を年間 30,000 円購入



健康診査（医療保険各法等に基づくもの）

定期予防接種（予防接種法第 5 条第 1 項に基づくもの）又は当該定期予防接種を除いたインフルエンザの予防接種

健康診断（労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づくもの及び結果書面提出等も含む）

特定健康診査（高齢者お医療の確保に関する法律第 20 条に基づくもの及び結果書面提出等も含む）

又は特定保健指導（同法第 24 条に基づくもの）

がん検診（健康増進法第 19 条の 2 に基づくもの）

健康診断等の結果通知書や領収書等、一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

制度名	対象となる費用	必要最低額	節税できる金額	控除の額上限
医療費控除	病院受診料・治療費 処方薬・治療目的の 市販薬	10万円	控除額×所得税率	200万円
セルフメディケーション 税制	指定された市販薬 (1,600品目)	1万2,000円	控除額×所得税率	8万8,000円

従来の医療費控除制度は、1年間に自己負担した医療費が自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他親族の合わせて「合計10万円」を超えた場合が対象となっていました。つまり、10万円未満の場合は、控除対象外になっていたんです。

2016年まで
10万円未満は医療費控除
対象外でした



2017年1月から
セルフメディケーション税制で
減税できます！



対象となる「一定のスイッチO T C医薬品」は厚生労働省のホームページ等で公表されており、平成29年2月14日時点ではおよそ1,600品目が公表されています。

対象かどうかを判断するにはホームページ以外にも商品パッケージの識別マークで確認することも可能です。

しかしあくまでも識別マークは推奨される方法であって、すべてのお店で対応できているわけではないので注意が必要です。



当該制度を利用した場合には、従来の医療費控除は適用できません。

いずれも適用可能な場合には、いずれか一方のみの選択適用となりますのでご注意ください。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

(平成 29 年 4 月レターケース)